

40年間の過剰債務者救済運動を社会的文脈に位置づける

——当事者と専門職の連携による社会運動——

金城学院大学 大山小夜

1 目的

本報告の目的は、2006年改正貸金業法（以下、新法）の制定において主導的役割を果たした民間団体「全国クレサラ・生活再建問題対策協議会」（1978年設立。以下、クレサラ対協）の40年間の活動を社会的文脈に位置付けることである。新法は、過剰債務問題の解決と貸金業市場の健全化を目的として貸金業規制法（1983年制定。以下、旧法）を抜本的に改正するかたちでつくられた。新法の導入後、貸金業者からの借入者数は1000万人台を維持する一方、過剰債務者数（5社以上からの借入者数）はかつての10分の1以下に減り、違法なヤミ金融の被害額は3分の1に減っている。クレサラ対協は、過剰債務者（問題の当事者）と弁護士や司法書士等の専門職からなる。その活動は、主に、当事者の声に耳を傾けて債務整理と生活再建を援助する「自助グループ」、旧法並びに新法の法制化運動を行う「当事者運動」、さらに、当事者を支える弁護士・司法書士等の「異業種専門職の組織化」という3側面からなる。このような当事者と専門職の連携による社会運動の帰結と課題を明らかにする。

2 方法

クレサラ対協は40年間の活動を5つの時期に区分する。本報告は、この時代区分に基づいて、各期の活動の特徴を社会的文脈に位置付けて考察する。社会的文脈として本報告が取り上げる指標は、(1)『日本の消費者信用統計』より貸し手3業種「銀行」「信販・クレジット会社」「消費者金融会社」の年間信用供与額推移、(2)最高裁判所編「司法統計」より破産新受総数、(3)「国民経済計算」より家計貯蓄率、の3つである。

3 結果、結論

40年間の歴史において画期となる出来事は、(1)旧法成立、(2)消費者破産の普及、(3)新法成立、である。これら3つの出来事は、「現行法内での司法的救済」「立法による抜本的救済」の2点に整理できる。クレサラ対協は、貸し手3業種の成長に伴って不可避免的に生じる問題に対処するかたちで司法的救済、並びに抜本的救済を考案しその実現に向けて活動してきたと言える（図のⅠ～Ⅳ期）。報告では現在（Ⅴ期）の課題についても触れる。

文献

大山小夜，2019，「クレサラ対協と多重債務救済の歴史を紐解く」全国クレジット・生活再建問題対策協議会編集・発行『失われ続ける時代、生活再建の今：クレサラ対協40周年記念誌』，12-20。

大山小夜，2019，「巨大市場に切り込んだ日本：多重債務と改正貸金業法の成立」大橋陽・中本悟編著『ウォール・ストリート支配の政治経済学』文真堂（印刷中）。

※本報告は科研費（18K02016）の助成を受けたものである。"